

合併処理浄化槽の設置をお考えの方へ

町では、合併処理浄化槽を設置する計画のある方に対して補助金を交付しておりますが、事務処理上補助金の総額を事前に把握する必要があるため、**平成23年度に補助制度を利用して合併処理浄化槽を設置する計画のある方**で下記要件に該当する場合は、期限までに申し込みをされますようお願いいたします。

なお、制度についてご不明な点及び詳しい内容等につきましては、生活環境課環境衛生係までお問い合わせください。

1. 主な該当要件

- ①下水道計画区域（小平市街地、鬼鹿市街地、臼谷地区）を除く区域に設置するもの
- ②個人の専用住宅で処理対象人員10人槽以下のもの
（個人の店舗併用住宅は算定基準に定める人槽）
- ③浄化槽法に基づく知事登録をしている業者により施行するもの
- ④浄化槽法に基づく設置の届出を提出すること
- ⑤住宅を借りている場合は、賃貸人の承諾が得られていること

2. 申し込み期限

平成22年11月26日（金）まで

3. 申し込み方法

電話により申し込みをしてください。

4. 申し込み先

生活環境課環境衛生係 ☎ 56-2111（内線 245・246）

平成23年度補助予定額

5人槽	352,000
6人槽	441,000
7人槽	441,000
8人槽	588,000
9人槽以上	588,000

※平成23年度の補助額につきましては、国の補助基準の変更にあわせ、随時変更されることとなりますので、現在記載の補助額が保障されているものではありませんので、ご了承ください。

違法・悪質な不用品回収業者にご注意ください！

最近、「ご家庭で不用になったものを無料で回収している」と宣伝しながら、軽トラックなどで不用品を回収してまわっている業者が増えています。

こういった業者に処分を依頼し、高額な料金を請求されたという苦情や相談が、全国的にも増えています。

ご家庭から出される一般廃棄物（ごみ）の収集は古紙・缶・びん・古布などを除き、町に許可を受けた事業者しかできません。町で許可を受けた一般廃棄物業者がトラックなどで街宣しながら廃棄物を回収することはありません。

また、再販するために有償で引き取る場合は、公安委員会の「古物営業の許可」が必要です。

アドバイス

- 必ず許可証の提示を求めましょう。
- 取引する際は、最初に見積りを依頼し、必ず契約書や領収書をもらいましょう。
（※必ず業者名・住所・連絡先がわかる書類を受け取ること）

安易に不用品回収業者に処分を依頼することは、トラブルや不法投棄の原因となりやすいので注意が必要です。

廃棄物に関する法律では、ごみを出す側の皆さんにも、ごみを正しく出し、責任をもって処分することが求められています。

◎問い合わせ先 生活環境課環境衛生係 ☎ 56-2111（内線245・246）
小平町消費生活相談窓口 ☎ 59-1000（直通）